

(納税者住所氏名)
殿
(代理人住所氏名)
殿

更正・決定・賦課決定第 号
平成 年 月 日

関税更正・決定・賦課決定通知書

(内国消費税等更正・決定・賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する税額を関税法第 条 第 項、国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により下記のとおり更正したので、関税法第 条 第 項、

国税通則法第 条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額の合計額は次表のとおりとなります。納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、平成 年 月 日(納期限)までに同封の納付書により納付して下さい。

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額表

区 分	納付すべき税額 の合計額	関 税	円	延 滞 税	裏面の計算による金額の合計額
		税			免除する延滞税の額
分	還付する金額 の合 計 額	関税還付金		関税法第 12条第6項 による免除	法定納期限の翌日から この通知書が発せられ た日までの日数に対応 する部分の金額
		税還付金			
分	還付する金額 の合 計 額	税還付金			
		税還付金			

理 由 そ の 他 附 記 事 項			
	納税告知書の番号	第 号	告知の年月日 平成 年 月 日

記

番 号	輸入申告書の番号 及 び 輸入申告の年月日	輸 入 貨 物		受 入 科 目	区 分	関税定率法別表 の所属区分、 又は種類等	課 税 標 準	税 率	税 額	納付すべき税額又は 還付する金額 (更正又は再決定によ り増加した税額又は 減少した税額)	法定納期限
		記 号	番 号								
				関 税	更 正 前				円	円	
					更 正 後						
					更 正 前						
					更 正 後						
					更 正 前						
				税	更 正 後						
					更 正 前						
					更 正 後						
					更 正 前						
					更 正 後						
				税	更 正 前						
					更 正 後						
					更 正 前						
					更 正 後						
					更 正 前						

(裏面)

(注意) 表記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \frac{\text{納付すべき本税の額}}{\times \frac{\text{期 間(日数)}}{\times \frac{\text{延滞税の割合}}{\times \frac{1}{365}}}}$$

法定納期限の翌日
から完納の日まで

7.3% (注)
〔納期限の翌日から2月を
経過した日以降は14.6%〕

(注)平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1 ~ 12/31)で適用することになります。

具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以降…年「14.6%」

- (2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税關の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を税關に提出しなければなりませんが、上記表に延滞税免除の旨の記載がある場合は、その必要がありません。
- (3) 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要がありません。また、納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により、延滞税の額を計算して下さい。
- (4) 計算した延滞税が1,000円未満の場合には、これを納付する必要はありません。また、計算した税額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てて…。
- (5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき税額として計算して下さい。